

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿
消費・安全局長 殿
農産局長 殿
畜産局長 殿
経営局長 殿
林野庁長官 殿
水産庁長官 殿

輸出・国際局長

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について（周知依頼）

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、「ロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について」（令和 4 年 6 月 7 日付け閣議了解）に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく措置が別紙 1 のとおり行われることとなりました。また、これを踏まえて、令和 4 年 6 月 10 日（金）に「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」が閣議決定され、別紙 2 のとおり措置が行われることとなりました。ついては、貴局庁関係団体及び団体傘下企業等にご周知の程お願い申し上げます。

なお、農林水産省としては、これらの措置の適切な実施に資するよう、輸出・国際局新興地域グループロシア NIS 班（電話：03-3502-5926）において、関係業者等からの問合せに応ずることとしておりますので、併せてご周知ください。

また、各措置の詳細や問合せ先等については、関係省庁のウェブサイトもご参照ください。

・ 外務省

https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/page3_003225.html

・ 経済産業省

<https://www.meti.go.jp/ukraine/index.html>

・ 財務省

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/ukraine_info.html

令和 4 年 6 月 7 日

外	務	省
財	務	省
経	済	産
業	省	

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、閣議了解「ロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について」(令和4年6月7日付)を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による次の措置を実施することとした。

1. 措置の内容

(1) 資産凍結等の措置

外務省告示(6月7日公布)により資産凍結等の措置の対象者として指定されたロシア連邦の特定銀行(2団体)及びベラルーシ共和国の特定銀行(1団体)に対し、(i)及び(ii)の措置を実施する。

(i) 支払規制

外務省告示により指定された者に対する支払等を許可制とする。

(ii) 資本取引規制

外務省告示により指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(注)資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の特定銀行及びベラルーシ共和国の特定銀行として新たに指定された団体に対する資産凍結等の措置は令和4年7月7日から実施する。

(2) ロシア連邦の産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

ロシア連邦の産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を導入する。

2. 上記資産凍結等の措置等の対象者

別添参照

(別添①)

○ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の特定銀行

10 モスクワ・クレジット・バンク

Credit Bank of Moscow

所在地 : 2 (bldg. 1), Lukov pereulok, Moscow, 107045, Russian Federation

11 ロシア農業銀行

Russian Agricultural Bank (Rosselkhozbank)

所在地 : 3, Gagarinsky pereulok, Moscow, 119034, Russian Federation

(別添②)

○ 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の特定銀行

4 ベルインヴェストバンク（ベラルーシ開発復興銀行）

Belinvestbank (Belarusian Bank for Development and Reconstruction)

所在地 : Masherova ave. 29, Minsk, 220002, Belarus

**外国為替及び外国貿易法に基づく
輸出貿易管理令等の改正について
(ロシア向け産業基盤強化に資する
物品の輸出禁止措置)**

**令和4年6月10日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部**

ロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等について（全体概要）

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、以下の輸出入禁止措置を実施。

輸出等禁止措置

- (1) 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出等の禁止措置** 【3月18日施行】
※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術
- (2) ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置** 【3月18日施行】
※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術
- (3) ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置**
※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア201団体、ベラルーシ2団体。
【3月18日施行、4月1日団体追加、5月17日団体追加】
- (4) ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置** 【5月20日施行】
※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術
- (5) ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置** 【3月18日施行、5月20日品目追加（石油精製関連の触媒）】
- (6) ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置** **【6月10日閣議決定・公布予定、6月17日施行予定】**
※対象品目：貨物自動車、ブルドーザー等
- (7) ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置** 【4月5日施行】
※対象品目：高級自動車、宝飾品等

- 輸入禁止措置 (8) ロシアからの一部物品の輸入禁止措置** 【4月19日施行】
※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械

- 輸出入禁止措置 (9) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置** 【輸入禁止は2月26日施行、輸出禁止は3月18日施行】

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置**を導入する旨発表（6月7日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（6月10日閣議決定・公布予定、6月17日施行予定）。これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

○追加対象品目（HSコードにより146品目を指定）

1 木材及びその製品の一部

（例）単板（針葉樹）、木製の容器・部分品

2 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

3 手工具用又は加工機械用の互換性工具、機械用又は器具用のナイフ及び刃

4 機械類並びにこれらの部分品及び附属品の一部

（例）液体原動機、ブルドーザー、バルブ（油圧伝動装置用等）等

5 電気機器及びその部分品の一部

（例）交流発電機、トランスフォーマー等

6 鉄道用機関車、鉄道の保守用の車両等

7 輸送用の機械及びその部分品の一部

（例）貨物自動車（車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの）、ダンプカー等

8 測定機器及び検査機器並びにこれらの部分品等

（例）測量用の機器・部分品等

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）及び補足点

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

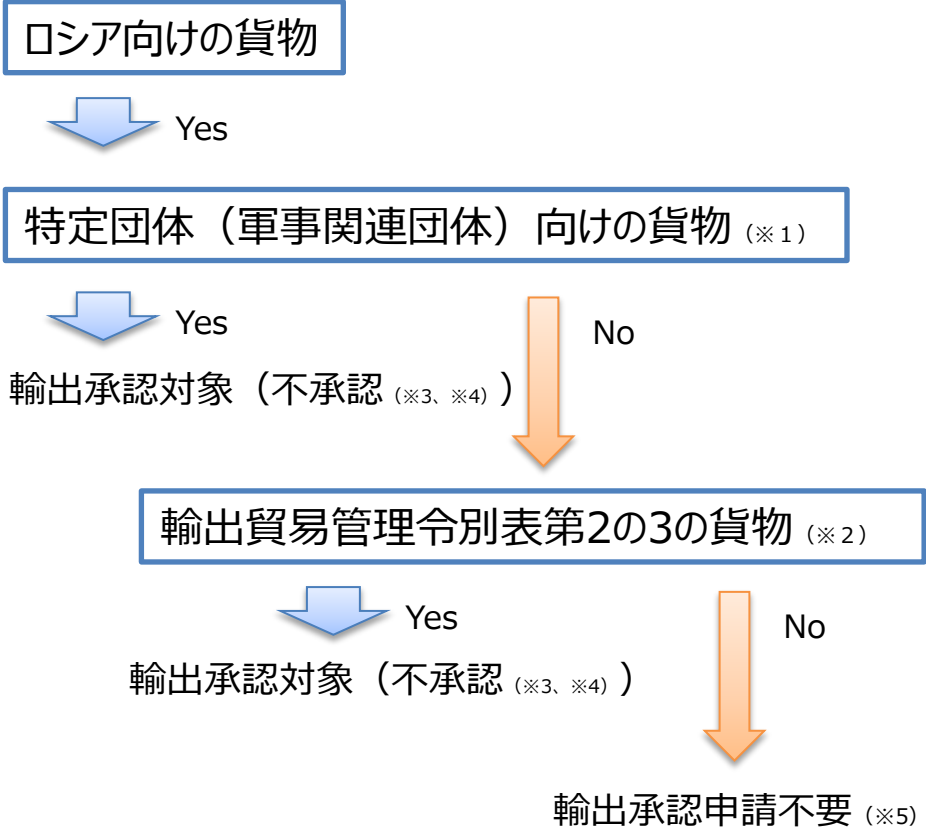
※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）
- (※3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- (※4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、既存のロシア向けの措置に加え、令和4年6月17日より、下記の追加措置を実施します。

○適用品目等

輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

別表第二の三の第二の二号 イ～チ：新設

(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

○輸出の承認

上記(1)～(5)のいずれかに該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		解釈（対象となる関税率表の番号等）
イ	木材及びその製品	(1) 化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剥ぎした木材	4408.10
		(2) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品	44.16
ロ	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器		73.09
ハ	主工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃		8207.60、82.08
二	ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び付属品	(1) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品	84.02（8402.11を除く。）
		(2) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機の部分品	8405.90
		(3) 蒸気タービンの部分品	8406.90
		(4) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機	84.12（8412.31、8412.80、8412.90を除く。）
		(5) 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品	8414.90
		(6) エアコンディショナー	8415.83
		(7) カレンダーその他のロール機の部分品	8420.99
		(8) 遠心分離機及びその部分品	8421.19、8421.91
		(9) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品	8424.89、8424.90
		(10) プーリータックル及びホイスト	8425.11
		(11) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック	8426.12、8426.99
		(12) 昇降機、コンベヤその他の持ち上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械	8428.20、8428.32、8428.33、8428.90
		(13) ブルドーザー、アングルドーザー、メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	8429.19、8429.59
		(14) くい打ち機、くい抜き機、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機	8430.10、8430.39
		(15) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械	8439.10、8439.30
		(16) 製本用機械の部分品	8440.90
		(17) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械	8441.30
		(18) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品	8442.40
		(19) 印刷機並びにその部分品及び付属品	8443.13、8443.15、8443.16、8443.17、8443.91
		(20) 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械	84.44、8448.11、8448.19（84.44の補助機械に係るものに限る。）

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	
— — — — — — — — — — — — — — — — — —	ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分 品及び付属品	(21) 紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（その部分品及び附属品を含む。）並びに部分品及び附属品	84.48（8448.20、8448.31、8448.32、8448.39、8448.59を除く。）（（20）に該当するものを除く。）
		(22) 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品	8451.10、8451.29、8451.30、8451.90
		(23) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品	84.53（8453.20を除く。）
		(24) 転炉	8454.10
		(25) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤	8459.10、8459.70
		(26) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械	84.61（8461.50を除く。）
		(27) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品	8465.20、8465.93、8465.94、8466.92
		(28) ツールホルダー及び自動開きダイヘッド	8466.10
		(29) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	84.72（8472.90を除く。）
		(30) 電子式計算機の部分品及び附属品	8473.21
		(31) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏和機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機	8474.10、8474.39、8474.80
		(32) ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械及びこれらの機械又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品	84.75（8475.10を除く。）
		(33) ゴム若しくはプラスチック又はこれらを材料とする物品の成形用機械	8477.40、8477.51
		(34) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂の抽出用若しくは調製用の機械、網若しくはケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品	8479.10、8479.30、8479.50、8479.90
		(35) 鋳型ベース、鋳造用パターン及び鋳物性材料の成形用の型	8480.20、8480.30、8480.60
		(36) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、安全弁及び逃がし弁	8481.10、8481.20、8481.40
		(37) 針状ころ軸受及び玉軸受又はころ軸受の部分品	8482.40、8482.91、8482.99
		(38) ガasketその他これに類するジョイント、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	84.84

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	
ホ	電気機器及びその部分品	(1) 直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター	8501.33、8501.62、8501.63、8501.64、8502.31、8502.39、8502.40
		(2) トランスフォーマー	8504.33、8504.34
		(3) 電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	8505.20
		(4) 一次電池の部分品	8506.90
		(5) ニッケル・カドミウム蓄電池	8507.30
		(6) 電子ビーム炉	8514.31
		(7) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器	8525.50
		(8) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器の部分品	8530.90
		(9) 固定式コンデンサー	8532.10
		(10) 固定式電気抵抗器	8533.29
		(11) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器	8535.30、8535.90
		(12) アーク灯	8539.41
		(13) 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品	85.40（8540.11、8540.12、8540.40、8540.71を除く。）
		(14) 粒子加速器	8543.10
		(15) 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手	8547.90
ハ	鉄道用機関車、炭水車、鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両及び無蓋車	8602.90、86.04、8606.92	
ト	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品	(1) 貨物自動車 ※ダンプカー含む	8704.10、8704.22、8704.32
		(2) 特殊用途自動車	8705.90
		(3) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品	8709.90
		(4) トレーラー及びセミトレーラー	8716.20、8716.39
チ	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器及び精密機器並びにこれらの部分品及び付属品	(1) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器	9010.10
		(2) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器並びにこれらの機器又は測距儀の部分品及び付属品	9015.40、9015.80、9015.90
		(3) 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	9029.10
		(4) テストベンチ	9031.20
		(5) 液体式又は気体式の自動調整機器	9032.81

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・輸出に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先 (共通)

bzl-russia-seisai@meti.go.jp